明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

二　当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者は、当該届出書の提出に代えて、当該届出書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができるものとし、当該事項を提供した者は、当該届出書を提出したものとみなす。

第二十五条の十の四第三項中「（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この節において同じ。）」を削る。

第二十五条の十の五第三項第一号中「又は記録が」を「若しくは記録がされ、又は当該出国口座に保管の委託が」に、「又は記録を」を「若しくは記録をし、又は保管の委託を」に、「又は記録が」を「若しくは記録がされ、又は当該出国口座に保管の委託が」に、「又は記録を」を「若しくは記録をし、又は保管の委託を」に改め、同項第二号中「又は記録が」を「若しくは記録がされ、又は当該出国口座に保管の委託が」に、「又は記録を」を「若しくは記録をし、又は保管の委託を」に改め、同項第三号中「又は記録が」を「若しくは記録がされ、又は当該出国口座に保管の委託が」に、「又は記録を」を「若しくは記録をし、又は保管の委託を」に改め、同項第四号中「又は記録が」を「若しくは記録がされ、又は当該出国口座に保管の委託が」に、「又は記録を」を「若しくは記録をし、又は保管の委託を」に改める。

第二十五条の十の九第五項中「同項第二十四号イ」を「同項第二十五号イ」に改める。

第二十五条の十の十一第一項後段を削る。

第二十五条の十の十三第二項後段を削る。

第二十五条の十一の二第五項中「、その」を「その」に、「とする」を「及び投資信託及び投資法人に関する法律第八十八条の九第一項に規定する取得条項付新投資口予約権の当該取得条項付新投資口予約権を発行した法人に対する譲渡とする」に改める。

第二十五条の十二第八項中「）以後」を「とし、同項第五号に定める特定株式にあつては平成二十六年四月一日とする。）以後」に改める。

第二十五条の十三第二項中「、第二十五条の十三の四」を削り、同条第五項中「、その口座開設年の前年十月一日からその口座開設年において最初に法第九条の八及び第三十七条の十四第一項から第四項までの規定の適用を受けようとする同条第五項第二号イに掲げる上場株式等を当該口座に受け入れる時までに」を削り、「同項第一号」を「同号」に、「を添付して」を「、法第三十七条の十四第五項第四号に規定する非課税管理勘定廃止通知書又は同項第五号に規定する非課税口座廃止通知書を添付して、その口座開設年の前年十月一日からその口座開設年において最初に法第九条の八及び第三十七条の十四第一項から第四項までの規定の適用を受けようとする同条第五項第二号イに掲げる上場株式等を当該口座に受け入れる日（当該非課税管理勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書を添付する場合には、当該受け入れる日又はその口座開設年の九月三十日のいずれか早い日）までに」に、「（法第三十七条の十四第五項第一号」を「（同項第一号」に、「第十三項」を「第二十三項」に、「適用する」を「適用するものとし、当該非課税口座廃止通知書の交付の基因となつた同条第五項第一号に規定する非課税口座において当該非課税口座を廃止した日の属する年分の同項第二号に規定する非課税管理勘定（第九項及び第十項において「非課税管理勘定」という。）に既に上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の九月三十日までの間は、当該金融商品取引業者等の営業所の長は、当該非課税口座廃止通知書が添付された非課税口座開設届出書を受理することができない」に改め、同条第九項中「同号に規定する」及び「（以下この項及び次項において「非課税管理勘定」という。）」を削り、同条第十項第一号中「又は記録」を「若しくは記録をし、又は当該非課税口座に保管の委託」に改め、同項第二号中「又は新株予約権無償割当て」を「、新株予約権無償割当て又は新投資口予約権無償割当て」に、「又は記録」を「若しくは記録をし、又は当該非課税口座に保管の委託」に改め、同条第十号中「又は記録」を「若しくは記録をし、又は当該非課税口座に保管の委託」に改め、同条第二十一項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「これらの規定」に改め、同項を同条第二十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

23　第二十項又は第二十一項の申請書の提出があつた場合において、その申請書の提出の日から二月を経過する日までにその申請につき承認をし、又は承認をしないこととした旨の通知がなかつたときは、同日においてその承認があつたものとみなす。

第二十五条の十三第二十項の次に次の一項を加える。

21　法第三十七条の十四第二十三項の承認を受けようとする金融商品取引業者等の営業所の長は、その名称及び所在地、同項に規定する提供事項を提供しようとする税務署長その他の財務省令で定める事項を記載した申請書を同項に規定する所轄税務署長に提出しなければならない。

第二十五条の十三の二第一項中「提出しなければ」を「提出（当該非課税口座異動届出書の提出に代えて行う電磁的方法による当該非課税口座異動届出書に記載すべき事項の提供を含む。以下この項及び第四項において同じ。）をしなければ」に、「記載されている」を「記載され、又は記載されるべき」に、「に当該」を「（電磁的方法により提供された当該非課税口座異動届出書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。第二十五条の十三の六第五項において同じ。）に当該」に、「記載しなければ」を「記載又は記録をしなければ」に改め、同条第三項中「第十四項」を「第二十四項」に改める。

第二十五条の十三の三第一項中「第十四項」を「第二十四項」に改める。

第二十五条の十三の四の見出しを「（出国届出書等）」に改め、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項を同条第一項とし、同条第四項中「出国の日の前日に」を「出国の時に法第三十七条の十四第十七項に規定する」に、「第二項」を「同条第十八項及び第十九項」に改め、同項を同条第二項とする。

第二十五条の十三の六第三項中「及び」を「、同条第二十一項後段の金融商品取引業者等の営業所の長及び」に改め、同条第四項中「又は」を「、第十六項若しくは第十九項又は」に改め、同条第五項中「法第三十七条の十四第六項」を「法第三十七条の十四第五項第四号に規定する非課税管理勘定廃止通知書、同項第五号に規定する非課税口座廃止通知書、同条第六項」に改め、「含む。）」の下に「、同条第十四項に規定する金融商品取引業者等変更届出書、同条第十七項に規定する非課税口座廃止届出書」を加え、「、非課税口座廃止届出書」を削り、「、確認書」の下に「、通知書」を加える。

第二十五条の十三の七第一項中「第三十七条の十四第十五項」を「第三十七条の十四第二十五項」に改め、同条第二項中「記載すべきものとされる」の下に「法第八条の四第一項に規定する」を加え、同条第四項中「第三十七条の十四第十八項」を「第三十七条の十四第二十八項」に改める。

第二十五条の十四の二の次に次の一条を加える。

（貸付信託の受益権等の譲渡による所得の課税の特例）

第二十五条の十四の三　法第三十七条の十五第一項に規定する政令で定めるものは、農水産業協同組合貯金保険法第二条第二項第四号に規定する農林債とする。